

教育委員会からのお知らせ

中学校の通学区域を一部変更します

現在、上板橋第一中学校は改築、志村第四中学校は志村小学校との小中一貫型学校（施設一体型）の整備を進めています。それぞれの新校舎整備を機に、上板橋第一中学校、志村第四中学校及びその周辺校の通学区域が変更となるため、お知らせします。

1 通学区域を変更する理由・経緯

- ・上板橋第一中学校、志村第四中学校の新校舎整備を機に、学校規模を適正化しつつ、小中一貫教育推進の視点から、可能な限り、通学区域と学びのエリアの整合を図ることとしました。
- ・それぞれの学校関係者、地域関係者等で構成する「上板橋第一中学校改築検討会」、「志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会」を中心に、通学区域について検討しました。
- ・検討の経過・詳細は、P.3 下部の二次元コードより区 HP をご覧ください。

2 通学区域が変更となる地域

以下の表に記載の住所の通学区域が変更となります。

変更地域	現行（旧）	変更後（新）
前野町四丁目1番から9番まで・18番・19番・21番・22番 前野町五丁目1番から6番まで・14番・15番・31番・32番 前野町六丁目38番から48番まで・51番から64番まで	志村第四中学校	上板橋第三中学校
前野町四丁目59番（見次公園のみ）	志村第四中学校	志村第二中学校
南常盤台二丁目1番から17番まで	上板橋第三中学校	上板橋第一中学校
東新町一丁目50番から53番まで 東新町二丁目1番から7番まで 東山町34番・51番・52番	桜川中学校	上板橋第一中学校
大谷口上町3番から11番まで・16番から23番まで・26番から28番まで・36番	上板橋第一中学校	板橋第二中学校
仲町4番から12番まで・25番から46番まで	板橋第三中学校	上板橋第一中学校
常盤台一丁目33番から37番まで	志村第一中学校	上板橋第一中学校

▶ 中面（P.2）の通学区域図もご確認ください

3 変更の適用日

→令和9年4月1日です

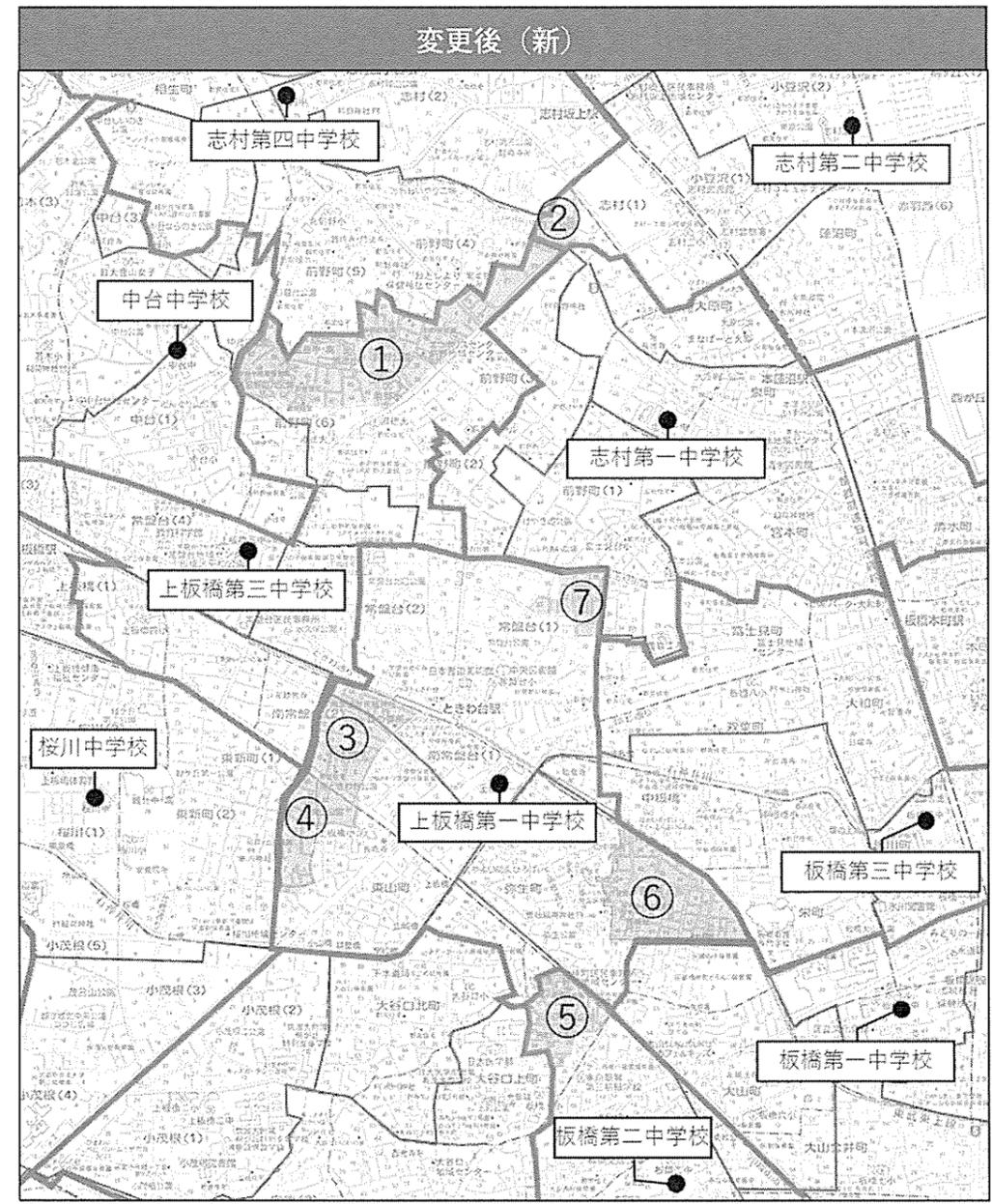
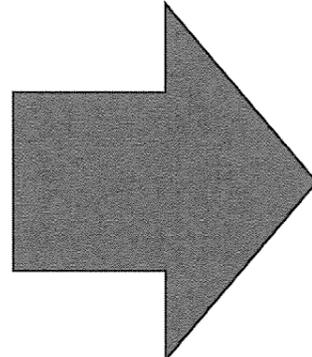
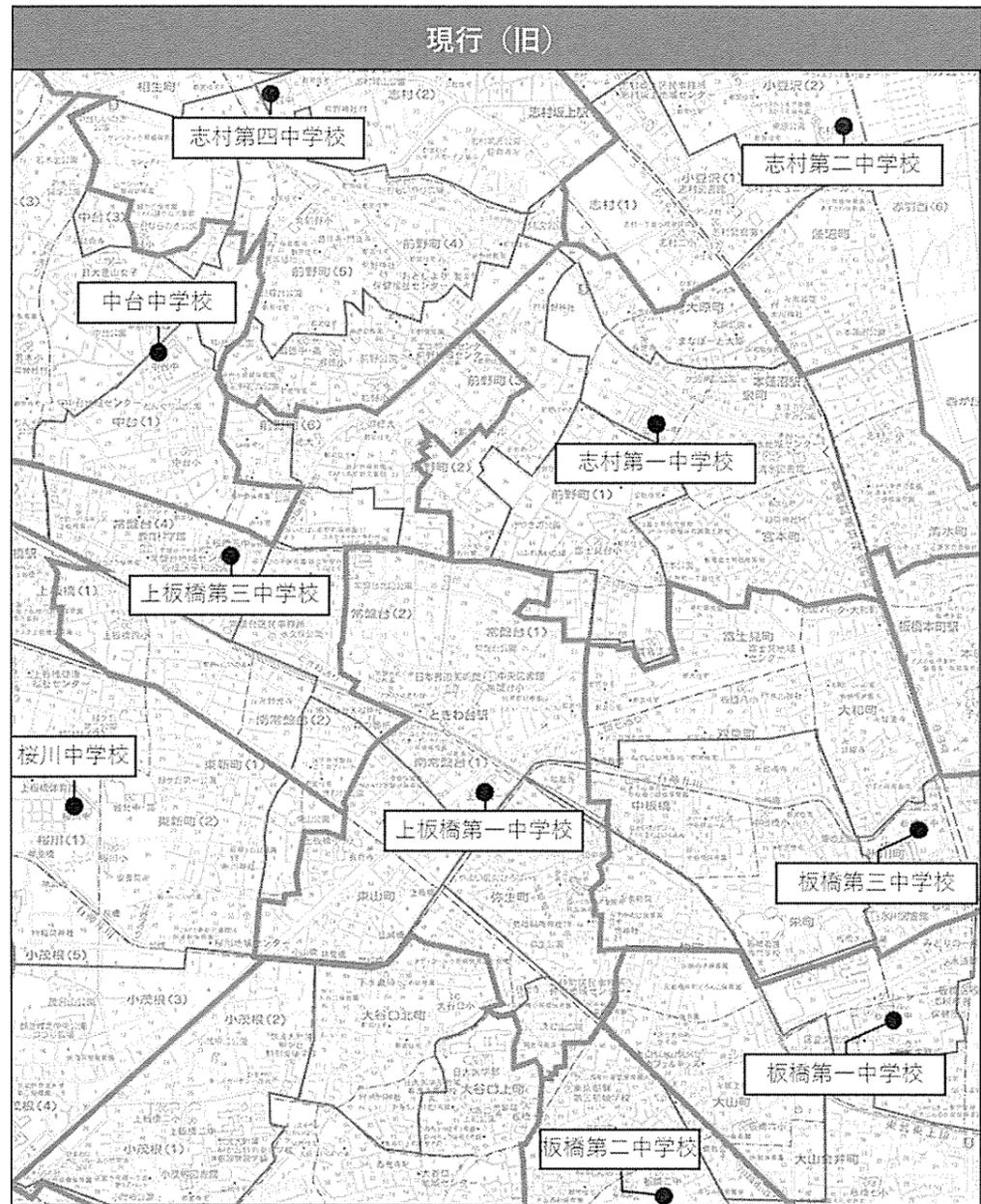
- ・令和9年4月以降に入学・転校する場合は、変更後の通学区域（P.2掲載の地図の網掛け部分）となります。
- ・令和9年3月31日時点で在籍している場合は、転校の必要はありません。

4 経過措置

→調整区域を2年間設定します

- ・調整区域とは、通学区域を変更した区域で、規則改正日（令和8年8月1日）より前から引き続き住んでいる方が、変更前の通学区域校に入学を希望し、抽選となった場合、優先順位が高くなる地域のことです。
- ・通学区域変更を行う区域全てを調整区域として、2年間設定する予定です。
- ・対象者は、令和8年7月31日以前から調整区域内に住所を有し続けている方です。
- ・抽選は、変更前の通学区域校が受入可能数を超える場合に実施します。

5 通学区域図 新旧対照表



	変更地域	現行 (旧)	変更後 (新)
①	前野町四丁目 1 番から 9 番まで・18 番・19 番・21 番・22 番 前野町五丁目 1 番から 6 番まで・14 番・15 番・31 番・32 番 前野町六丁目 38 番から 48 番まで・51 番から 64 番まで	志村第四中学校	上板橋第三中学校
②	前野町四丁目 59 番 (見次公園のみ)	志村第四中学校	志村第二中学校
③	南常盤台二丁目 1 番から 17 番まで	上板橋第三中学校	上板橋第一中学校
④	東新町一丁目 50 番から 53 番まで 東新町二丁目 1 番から 7 番まで 東山町 34 番・51 番・52 番	桜川中学校	上板橋第一中学校
⑤	大谷口上町 3 番から 11 番まで・16 番から 23 番まで・26 番から 28 番まで・36 番	上板橋第一中学校	板橋第二中学校
⑥	仲町 4 番から 12 番まで・25 番から 46 番まで	板橋第三中学校	上板橋第一中学校
⑦	常盤台一丁目 33 番から 37 番まで	志村第一中学校	上板橋第一中学校

6 よくあるご質問 (FAQ)



Q1 通学区域外の中学校を希望することはできますか

A1

板橋区では、「入学予定校変更希望制」という制度があり、小学校では通学区域校に隣接する区域の小学校、中学校では区内全域の中学校に、一定の基準（※）を満たした場合に入学予定校の変更を希望することができます。

ただし、各学校には受入可能数があり、受入可能数を超過した場合には、原則として抽選になりますので、必ずしも希望した学校に入学できるとは限りません。

（※）一定の基準とは、兄弟が翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合や入学予定校と比較し、利便性または安全面において、より通学しやすい学校へ変更希望する場合等



Q2 「入学予定校変更希望制」を利用する場合、何か手続等は必要になりますか

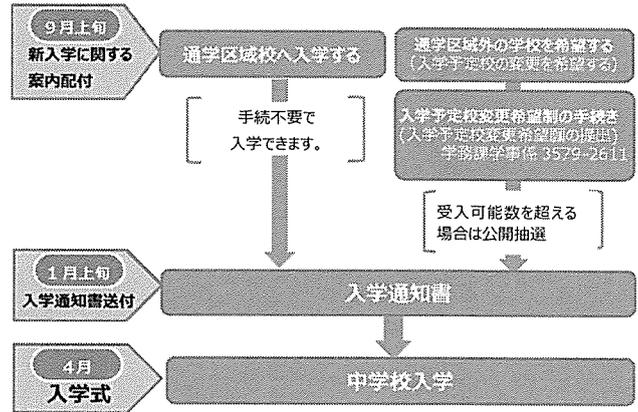
A2

入学予定校の変更を希望する場合には、手続を行っていただく必要があります。

例年、入学案内を9月上旬に配付し、9月中旬に手続を行っていただきます。手続方法・締切等については、入学案内でご確認ください。

原則は通学区域の学校への入学になりますので、変更を希望しない場合は手続不要です。

《例年の流れ》 ※最新の情報は最新の「新入学に関する案内」をご確認ください。



7 今後のスケジュール (予定)

令和8年3月	教育委員会で通学区域の規則改正を決定
令和8年8月	改正規則を施行
令和9年4月	通学区域変更の適用

問合せ先

通学区域の変更に関すること

教育委員会事務局 新しい学校づくり課
学校配置調整第一・二係
電話 03-3579-2624・2090

手続に関すること

教育委員会事務局 学務課
学事係
電話 03-3579-2611

上板橋第一中学校の通学区域検討の経過・詳細はこちら
区 HP「上板橋第一中学校の改築について」



志村第四中学校の通学区域検討の経過・詳細はこちら
区 HP「志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会資料・議事録・ニュース」

